|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 基幹労連大阪府本部 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | １　基本的な考え方  ・基幹労連では、産業・労働政策中期ビジョン(2023年改)をふまえ、2年サイクルにおける「個別改  　善年度」の取り組みとして、総合組合によるグループ・関連組合の支援のもと、「格差改善」や「年  　間一時金」を中心に取り組み、賃金改善は「AP(アクティブプラン)24春季取り組みで2024年度の  みの要求としたことをふまえて取り組む。  ２　具体的要求内容  (1)賃金改善  　　・基本的な考え方にある「基幹産業にふさわしい労働条件の確保と優秀な人材の確保・定着」「生  産性の向上と働きに見合った成果の配分」、「生活の安心・安定に向けた実質賃金の維持・向上」  「65歳現役社会の実現と職場全体の活力発揮」、「日本経済の好循環」を要求根拠の基礎とする。  　　　・要求額は、15,000円とする。  (2)定期昇給（定期昇給制度未確立の組合）  定期昇給額または相当額・率  ・標準労働者(35歳・勤続17年)を基準とする場合は3,700円(年功的要素のみ)  ・平均方式の場合は、平均基準内賃金の２％相当を目安  (3)企業内最低賃金  　　　・協定対象者のセーフティネットを拡充し、適用する法定最賃(地域別最低賃金・特定最低賃金)  との優位性を確保することはもとより、非正規雇用で働く労働者への適用拡大や特定(産業別)  最低賃金への波及を目的に企業内最低賃金の協定化と水準の引き上げに取り組む。  　　　・企業内最低賃金の目標額をJC共闘の最低到達目標・月額214,000円(時間当たり1,330円)と、  　　　　最低到達目標を達成した組合が中期でめざす到達目標の月額243,000円以上(時間当たり  　　　　1,500円以上)に設定し、その達成に向け取り組む。等 | | １　主要項目（格差改善の取り組み）  　(1)退職金  　　・中期ビジョンで定めた2,600万円(60歳・勤続42年／高卒技能労働者)に向けて取り組む。  　　・定年を延長した組合については、賃金の後払いの観点をふまえ、勤続が延びた分に応じた増額を求める。  　　・業種別部会毎に設定した「当面の目標」をふまえ段階的に取り組むことを基本とし、部会毎の判断に基づき要求を設定。  　　・退職金カーブ全体を改善することが基本も、定年退職時の加算金として退職金に上乗せすることも選択可とする。  　(2)労働時間・休日・休暇  　　・年間所定労働時間1,800時間台や年間休日125日以上の実現に向けて、「休日増」「一日の労働時間短縮」等を部門・部  　　　会毎の判断に基づき要求を設定。  　　・年休付与日数については、人材確保の観点もふまえ、現行の付与日数の増加に向けた取り組みを進める。  　(3)諸割増率  　　・割増率の算定に関わる時間管理は、所定労働時間を算定基礎として法定休日も含めた所定外労働時間を積み上げる方式  とする。  　　・所定休日も含めた休日労働割増率40％への到達をはかる。  　　・１ヵ月45時間を超える時間外労働割増率30％への早期到達をはかる。  　(4)労災通災付加補償  　　①労働災害・・・・死亡弔慰金3,400万円への到達、到達している組合は3,700万円の確保をめざす。  　　②通勤途上災害・・労働災害付加補償の1/2である1,700万円への到達、到達している組合は1,850万円の確保をめざす。  　　③障害等級１級以下・・・総合組合水準への到達  ２　働く者を軸としたワーク・ライフ・バランスの実現  　・長時間労働の是正、所定労働時間の短縮、年休取得(失効年休ゼロ)促進、男女共同参画、両立支援を含め、各企業労使で  　　「働く者を軸とした働き方改革」を推し進める。  　・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児・介護・看護制度、男女共同参画、仕事と治療の両立支援といったダイバ  　　ーシティへの対応とあわせ、家庭や地域への参画、メンタル面も含めた心身のリフレッシュなど、部門・部会のまとまり  　　で様々な角度から検討する。等  ３　「65歳現役社会の実現」に向けた労働環境の構築  　・2025年度には公的年金の支給開始年齢が65歳となることをふまえ、「60歳以降就労に関する考え方」をもとに、全加盟組  　　合において65歳定年の制度導入をめざし取り組みを進める。  　・65歳定年延長の検討にあたっては、18～65歳までの一貫した雇用形態かつ60歳以前から連続した処遇とすることなどに  留意する。　等 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | 要求基準は、中期ビジョンの「基幹産業にふさわしい水準として５ヵ月（160万円程度）以上の確保」および「生活を考慮した要素としての４ヵ月（120～130万円）確保」とする考え方をふまえ、要求方式ごとに設定する。  ①「金額」要求方式：160万円を基本に設定、厳しい状況においても120～130万円を確保  ②「金額＋月数」要求方式：40万円＋４ヵ月を基本  ③「月数」要求方式：５ヵ月を基本  ④業績連動型決定方式：中期ビジョンの考え方をふまえる。 |
| 季別  交渉時 |  |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月7日(金)　※集中要求提出日 | ①JC共闘の配置を考慮し、中央戦術委員会において回答指定日を設定  ②各業種別で回答の集中化がはかれるよう努力 | 2月28日(金)　基幹労連AP25中央総決起集会 |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。